



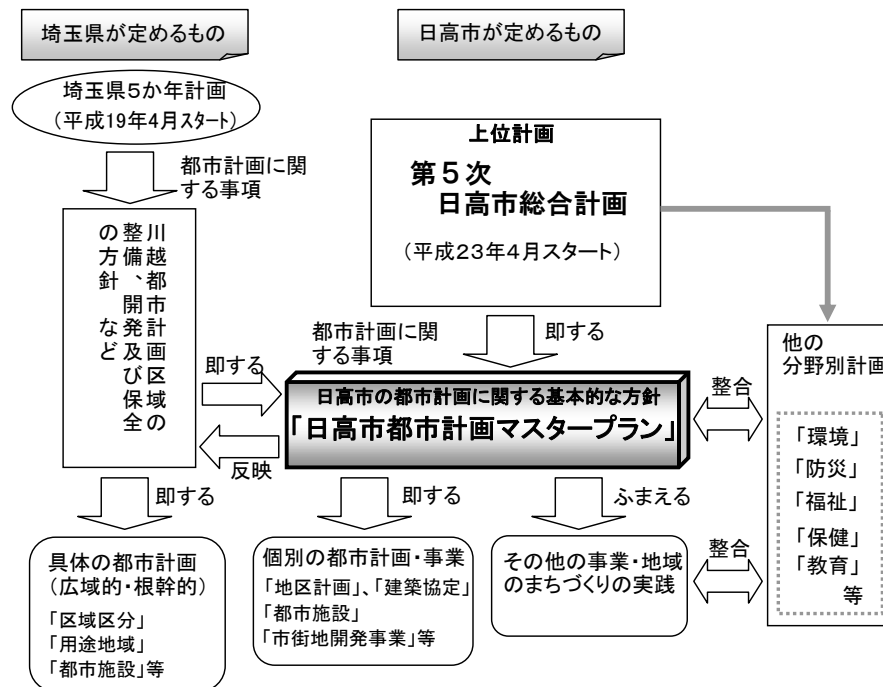
参考資料

- 1. 都市計画マスタープランの位置づけと策定体制**
- 2. 策定の経緯**
- 3. 都市計画マスタープランにおける市民参加**
- 4. 用語集**

1. 都市計画マスタープランの位置づけと策定体制

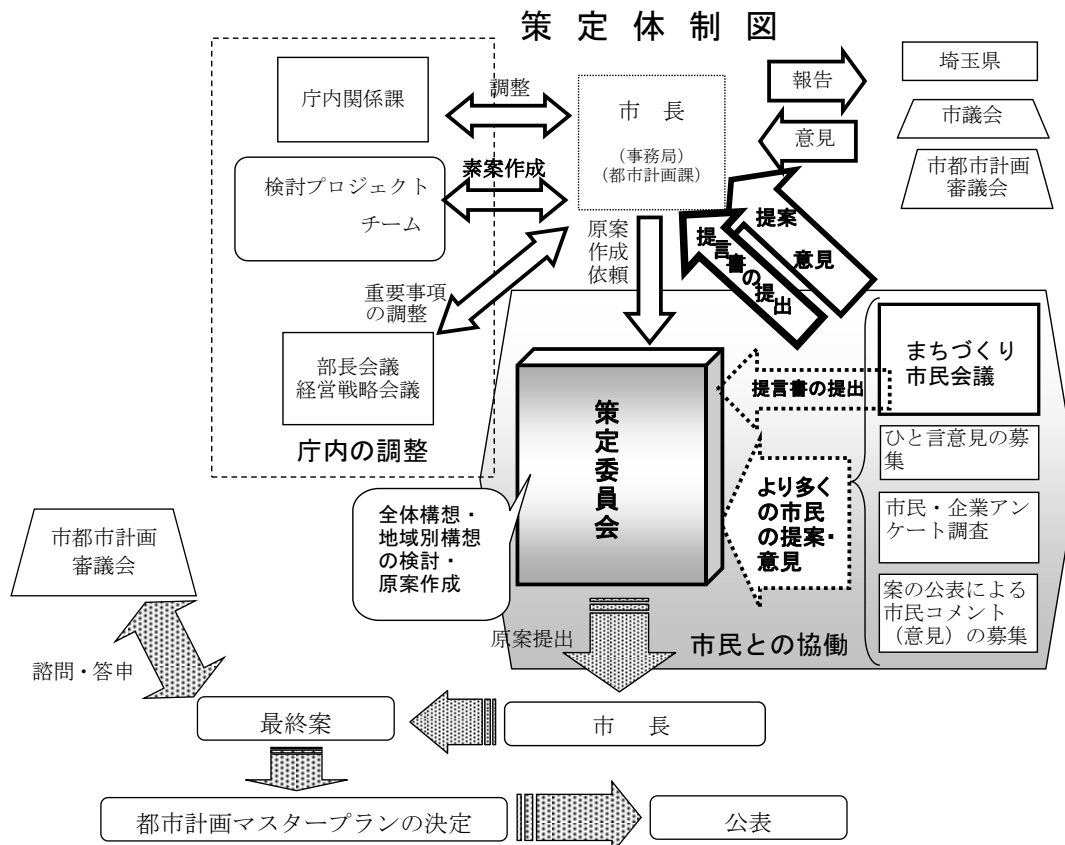
(1) マスタープランの位置づけ

「日高市総合計画」や県の定める「川越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、それぞれの地域の実情を踏まえて策定するものです。



(2) マスタープラン策定のための体制

市民との協働を主体とした策定体制として、プランへの市民の参加機会をさまざまな角度から設け、数多くの市民意見によるプランとするものです。



2. 策定の経緯

平成19年度 上位・関連計画、 現況、課題の整理、 将来都市構造、まちづくりの 基本理念の検討	5月 第26回都市計画審議会（平成19年5月30日） 7月 第1回検討プロジェクトチーム会議（平成19年7月19日） 9月 第2回検討プロジェクトチーム会議（平成19年9月4日） 第1回策定委員会（平成19年9月28日） 10月 第1回まちづくり市民会議（平成19年10月10日） 第27回都市計画審議会（平成19年10月17日） 第2回まちづくり市民会議（平成19年10月27日） 11月 ひと言意見の募集（平成19年11月1日～30日） 第3回検討プロジェクトチーム会議（平成19年11月19日） 第4回検討プロジェクトチーム会議（平成19年11月26日） 第3回まちづくり市民会議（平成19年11月20日） 12月 第2回策定委員会（平成19年12月9日） 1月 第5回検討プロジェクトチーム会議（平成20年1月18日） 第6回検討プロジェクトチーム会議（平成20年1月29日） 2月 第3回策定委員会（平成20年2月6日） 第7回検討プロジェクトチーム会議（平成20年2月12日） 第28回都市計画審議会（平成20年2月19日） 第4回まちづくり市民会議（平成20年2月26日） 第8回検討プロジェクトチーム会議（平成20年2月29日） 3月 第9回検討プロジェクトチーム会議（平成20年3月14日） （第1回検討プロジェクトチーム部会（土地利用都市施設部会・ 都市づくり仕組み部会）） 第4回策定委員会（平成20年3月26日）
平成20年度 全体構想（案）の 作成	4月 市民・企業アンケートの実施（平成20年4月14日～28日） 5月 第29回都市計画審議会（平成20年6月3日） 6月 第5回まちづくり市民会議（平成20年6月17日） 第10回検討プロジェクトチーム会議（平成20年6月20日） 第11回検討プロジェクトチーム会議（平成20年6月27日） 7月 第5回策定委員会（平成20年7月4日） まちづくり市民会議から市長へ提言書の提出（ ” ） 9月 第12回検討プロジェクトチーム会議（平成20年9月18日） 第13回検討プロジェクトチーム会議（平成20年9月26日） 10月 第6回策定委員会（平成20年10月3日） 12月 第30回都市計画審議会（平成20年12月5日） 第14回検討プロジェクトチーム会議（平成20年12月11日） 第7回策定委員会（平成20年12月19日） 2月 第15回検討プロジェクトチーム会議（平成21年2月3日） 第2回検討プロジェクトチーム部会（平成21年2月9日～11日） 第3回検討プロジェクトチーム部会（平成21年2月27日） 3月 第8回策定委員会（平成21年3月19日）

平成 21 年度 地域別構想（案）の作成	6 月 第 31 回都市計画審議会（平成 21 年 6 月 2 日） 第 16 回検討プロジェクトチーム会議（平成 21 年 6 月 17 日） 第 4 回検討プロジェクトチーム部会（平成 21 年 6 月 29 日） 7 月 第 5 回検討プロジェクトチーム部会（平成 21 年 7 月 8 日～9 日） 第 9 回策定委員会（平成 21 年 7 月 24 日） 10 月 第 17 回検討プロジェクトチーム会議（平成 21 年 10 月 15 日） 第 6 回プロジェクトチーム検討部会（平成 21 年 10 月 23 日） 第 7 回プロジェクトチーム検討部会（平成 21 年 10 月 28 日） 11 月 第 10 回策定委員会（平成 21 年 11 月 20 日） 2 月 第 32 回都市計画審議会（平成 22 年 2 月 10 日） 3 月 第 11 回策定委員会（平成 22 年 3 月 19 日）
平成 22 年度 実現化の方策（案）の作成、マスタープランの決定	5 月 第 33 回都市計画審議会（平成 22 年 5 月 25 日） 6 月 第 8 回検討プロジェクトチーム部会（平成 22 年 6 月 18 日） 7 月 第 12 回策定委員会（平成 22 年 7 月 23 日） 10 月 市民コメントの募集（平成 22 年 10 月 1 日～11 月 1 日） 12 月 第 34 回都市計画審議会（平成 22 年 12 月 6 日） 1 月 第 13 回策定委員会（平成 23 年 1 月 14 日） （策定委員会から市長へ最終原案の提出） 3 月 第 35 回都市計画審議会（平成 23 年 3 月 18 日） （最終案の諮問⇒答申） 日高市都市計画マスタープランの決定
平成 26 年度～ 平成 28 年度 都市計画マスタープラン一部改訂	平成 26 年度 10 月 第 44 回都市計画審議会（平成 26 年 10 月 24 日） 3 月 第 45 回都市計画審議会（平成 27 年 3 月 19 日） 平成 27 年度 10 月 市民アンケート調査実施 （平成 27 年 10 月 30 日～平成 27 年 11 月 16 日） 2 月 市議会（全員協議会）に一部改訂の内容・手続きについて報告 3 月 第 48 回都市計画審議会（平成 28 年 3 月 25 日） 平成 28 年度 4 月 市民コメント実施（平成 28 年 3 月 30 日～平成 28 年 5 月 6 日） 6 月 第 49 回都市計画審議会（平成 28 年 6 月 23 日） 日高市都市計画マスタープラン一部改訂の決定 5 月

令和５年度 都市計画マスタープラン一部改訂	令和５年度 ８月 市民アンケート調査実施 （令和５年８月２２日～令和５年９月７日） ２月 市民コメント実施（令和６年２月１５日～令和６年３月１５日） 令和６年度 ●月 第●回都市計画審議会（令和６年●月●日） 日高市都市計画マスタープラン一部改訂の決定●月
-------------------------------------	---

3. 都市計画マスタープランにおける市民参加

日高市市民参加条例第6条では、「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定」を実施するときは、市民コメントの募集など、各種市民参加の手続きを行なうよう定められています。

日高市都市計画マスタープランでは、策定委員会の開催、市民会議の設置、審議会の開催、市民アンケート、ひと言意見、市民コメントの募集を実施しました。

市民参加手続きの方法とその際のご意見を掲載します。

(1) 策定委員会

- 【開催期間】 平成19年9月28日～平成23年1月14日
- 【開催回数】 全13回
- 【委員の構成】 各分野の知識経験者、まちづくり市民会議構成員
- 【開催内容】 主に都市計画マスタープランの策定に係る検討を行い、平成23年1月14日に市長へ「策定委員会最終原案」をご提出いただきました。

平成23年1月14日

日高市長 大沢幸夫 様

日高市都市計画マスタープラン（最終原案）について（報告）

日高市都市計画マスタープラン策定委員会は、日高市長から平成19年9月に委嘱を受け、これまで約4年間に渡ってさまざまな論議を重ね、ここに最終の原案をまとめることができました。

ついては、この原案の趣旨を尊重するとともに、「緑の恵みと活力が調和した安心快適都市 日高」の実現へ向けたまちづくりに取り組まれることを切にお願いし、報告するものです。

日高市都市計画マスタープラン策定委員会



『策定委員会最終原案』は、このような形にまとめられました。

【日高市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿】

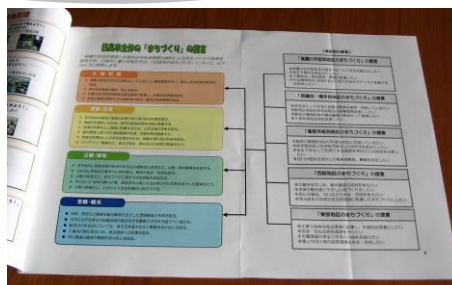
分野	氏名	職名等（※）
建築・都市計画	伊藤 庸一	日本工業大学工学部建築学科教授
区画整理	犬竹 一浩	武蔵高萩駅北土地地区画整理審議会委員
商工業	丹下 敏男	日高市商工会会長
	猪俣 利雄	日高市商工会理事
企業	日下 康生（平成20年3月まで）	太平洋セメント(株)埼玉工場業務部長
	新田 敏実（平成20年3月から）	
農業	山崎 宏治	日高市農業委員会委員、農業振興地域整備促進協議会委員職務代理
	鳴河 のり子	日高市農業会議所婦人部部長
観光	加藤 保夫	巾着田管理協議会会長
自然・環境	高根 廣作	日高市環境審議会委員
公募	津留 宏介	日高市都市計画マスタープランまちづくり市民会議委員
	大熊 勝	
	三尾 袈裟人	

※職名等は、策定期間中のものです。

（２）まちづくり市民会議

- 【開催期間】 平成19年10月10日から平成20年6月17日まで
- 【開催回数】 全5回
- 【参加者の構成】 公募による市民
- 【開催内容】 まちづくりに関する意見を出し合い、地域の特色を活かしたまちづくりについて考えをまとめ、市民意見として、平成20年7月4日に市長へ「まちづくり提言書」をご提出いただきました。
- 【提言の内容】 第1章都市づくりの現況と課題15ページ、第3章全体構想（市民の声）及び第4章地域別構想（提言意見）に記載しております。

提言書は、このような形にまとめられました。



まちづくり市民会議の活動記録

【まちづくり市民会議委員名簿】

地区	氏名
武蔵台・横手台市街地地区	市川 健一
	桂 好弘
	久慈 晴子
	横山 秀男
	安田 由菜
高麗川市街地地区	石井 阿矢乃
	大熊 勝
	山口 永子
	横山 完爾
	清野 里美
高萩市街地地区	岡野 貴子
	塩田 智恵子
	杉山 博行
	関 政美
	三尾 袈裟人
	野村 優
西部地区	新 美穂
	杉本 祥子
	津留 宏介
	紙 愛
	山口 じゅん
	福本 璃沙
東部地区	金子 伸昭
	平田 保
	松田 征彦
	吉野 泰子
	駒野 友理

第1回 平成19年10月10日（土）

【テーマ】「まちづくりをみんなで考えよう！」

- まちづくり市民会議の趣旨説明
- 自分の住んでいるまちに対して意見交換



第2回 平成19年10月27日（土）

【テーマ】「タウンウォッチングして新たな発見をしよう！」

- タウンウォッチング
- 自分の住んでいるまちに対して意見をまとめる



第3回 平成19年11月20日（火）

【テーマ】「みんなの意見をとりまとめよう！」

- まちづくりの課題や方針について話し合う
- 「意見集約図」を作成する



第4回 平成20年2月26日（火）

【テーマ】「提言書を取りまとめよう！」

- 「提言書（案）」として取りまとめる



第5回 平成20年6月17日（火）

【テーマ】「みんなのまちの想いを計画に反映しよう！」

- 策定委員会で発表する内容を話し合う



(3) 都市計画審議会

- 【開催期間】 平成19年5月23日～平成23年3月18日
 【開催回数】 全10回
 【審議内容】 平成19年度から検討途中の案について、ご意見をいただきました。
 最終の案を諮問し答申をいただきました。

【日高市都市計画審議会への諮問と答申】

		日 都 発 第 2 6 4 号 平成 2 3 年 3 月 1 日
日高市都市計画審議会 会長 吉 原 行 様		日高市長 大 沢 幸 夫
日高市都市計画マスタープランの決定について（諮問） 標記の件について、日高市都市計画審議会条例第2条第1項第2号及び第1号の規定により、次のとおり審議に付します。 付議事項 ・日高市都市計画マスタープランの決定について		

		日都計審収第 5 号 平成 2 3 年 3 月 1 8 日
日高市長 大沢 幸夫 様		日高市都市計画審議会 会長 吉 原 行
日高市都市計画マスタープランの決定について（答申） 平成23年3月1日付け、日都発第264号で諮問のあったこのことについては、平成23年3月18日開催の第35回日高市都市計画審議会において審議した結果、別添意見を付して次のとおり答申します。 □答申事項 ・日高市都市計画マスタープランの決定について 原案のとおり可決		

「日高市都市計画マスタープランの決定について」の答申に付する意見 本審議会では、日高市都市計画マスタープラン（案）に関する策定委員会等での検討内容について、平成19年度から逐次、途中経過の報告を受け、論議を重ね意見を述べてまいりました。 この度、平成23年3月1日付けで、それらの意見やその他さまざまな意見に関して検討した結果として作成された最終案の諮問を受けたものです。 本審議会としましては、策定委員会をはじめ多くの市民の意見を反映させた本案の趣旨を尊重するとともに、日高市のあるべき将来像「緑の恵みと活力が調和した安心快適都市日高」の実現へ向けたまちづくりが市の発展につながっていくことに強い期待を込め、日高市都市計画マスタープランの決定についての原案に賛成するものです。 日高市都市計画審議会

(4) 市民・企業アンケートの実施

- 【募集期間】 平成20年4月14日～4月28日：15日間
- 【募集内容】 ○市民アンケート：「現状の問題点・課題の再確認」、「今後の日高の都市計画における方向性の検証」、「協働による都市計画の推進」など
○企業アンケート 「まちづくりや地域活動への参画」など
- 【対象者（企業）】 対象者：一般市民1,150人(人口56,000人の約2%)
対象企業：市内企業50社
- 【回収率】 市民アンケート：配布数の39.7%(456通)
企業アンケート：配布数の52.0%(26通)
- 【アンケートの結果】 集計後の主な内容については、第1章都市づくりの現況と課題、第3章全体構想（市民の声）及び第4章地域別構想（提言意見）に記載しております。

(5) ひと言意見の募集

- 【募集期間】 平成19年11月1日～11月30日：30日間
- 【募集内容】 都市計画マスタープランの策定に関すること
- 【提出者数】 21名
- 【意見数】 29件
- 【主な意見】
- 新飯能寄居線などのバイパス工事の早期開通希望。
 - 主要な道路が狭く、歩道がなくて危険なところも多い。
 - 高麗川に架かる橋が古く狭く、怖い。
 - 道路計画及び整備に現実的な計画性がほしい。
 - 市内中に「安全な歩行者用道路」と「サイクリング用道路」を張りめぐらせてほしい。
 - 高齢化時代に備え横手台に大型商業施設を作してほしい。
 - 高齢者にとって高麗川・横手台間のバスが廃止され不便。
 - 電車、バスの増発（遅い時間帯の電車等）
 - 商業施設を増やし、人口増加で活気ある市にしてほしい。
 - 市内全域の下水道化。
 - 街灯の数を増やしてほしい。
 - 駅前に飲食店などが少ない。
 - 駅から中学校に抜ける道は幅が狭く、危ない。水もたまる。
 - 幹線道路沿いは、飲食店など店舗が並ぶ計画にしてほしい。
 - 最近住宅開発が多いが、生活排水や大雨などが心配。
 - 武蔵高萩駅北側の区画整理は、河川など自然環境を守りながらまちづくりを進めてほしい。
 - 高麗川の「清流と緑」を守るため、飯能市と坂戸市等との協力が大事。
 - 川にホテルが飛ぶ市にしたい。
 - 多くの市民のふれあえる施設を核とした基盤整備。
 - 実効性のある力強いマスタープランを望む。
 - 現代が抱える社会・環境・心の問題を解決する「環境健康村」として、人も経済も往来する魅力あるまちを目指してほしい。

(6) 市民コメントの募集

【募集期間】 平成22年10月1日～11月1日：32日間

【募集内容】 閲覧した案に対してご意見をいただきました。

【提出者数】 7名

【意見数】 35件

【提出された市民コメント（主な意見）】

①「都市づくりの現況と課題」に関するもの（2件）

- 現況の説明では、平成17年度までの国勢調査の数値を根拠とし、その後の現況を表していない。補足するなど、平成22年度の日高市の姿を現すべき。
- 土地利用や農地関係の課題の認識は、現状の説明や資料では不足している。最新のデータを使って、これまでの経過をより分かりやすく表すべき。

②「将来都市構造（案）」に関するもの（9件）

- 「高麗川市街地北部工業核」より「高麗川市街地南部工業核」の方が圏央道を活用でき、利便性の向上と工業系・住居系の切り離しが上手くできる。
- 西部地域は奥武蔵自然休養林としてのヒーリングエリア。自然環境はなくてはならないものとして、住宅建設などを極力避け、できるだけ手を加えない地域としたい。
- 中央部は、行政商業の中心的エリアである。商業集積を考えてコンパクトシティ化するエリアとしたい。
- 東部は、産業エリアとして、職住接近も含め、工業系・産業系の開発強化を明確にしたい。
- 中心市街地の形成が発展途上の中で、「コンパクト」は誤解を招きやすい。「優良市街地の創生」が課題だと思われる。
- 「市街化誘導地区」は全部で5箇所あるが、理由の記載が必要である。
- ベイシアがある地域の市街化は、「産業系新市街地」というあいまいな区分をやめ、住宅・商業への明確な市街化を性格づけるべき。
- 高麗川市街地南部工業核の八高線を超えた地域への拡大は、明確な根拠がない。
- 高麗川南東部、高萩南西部に広がる田園地帯にもふれあい交流軸を設定すれば、農業、環境、自然、景観資源は、市民生活の向上に貢献する。

③「全体構想（案）」に関するもの（9件）

- 優れた景観を損ねている電柱・電線・標識を撤去することで、景観の質を格段に高めることができる。
- 商業的にぎわいの形成では、サイボクやJA直売場のにぎわいを参考に人が集まりたくなるソフト・ハードの演出をよく考えるべき。
- 巾着田北側古民家について、市民参加で運用推進体を使ってはどうか。
- 都市計画道路鹿山南平沢線はやめるべきである。工場からの輸送量も減り現状の道路で十分稼働している。
- 「高麗川駅の東口開設」と市役所通りからのアクセス道路は必要であるが、幹線道路並みの道路は不要で、ロータリーも必要最小限でよい。
- 日高市の中心部である高麗川駅を都心直結駅にすべき。東飯能から西武線の乗り入れや、川越線の直通化を検討して欲しい。
- 農業の大規模化と農地集積化は実現不可能である。地産地消のための小規模農業を奨励し、実情に合致する隙間農業に転換すべき。

- まちづくりの重点方向として「豊かな自然環境の保全」をいうのであれば、「緑の基本計画」の策定をマスタープランの中で謳うべき。
 - 「豊かな自然と景観」を後世に残すために景観条例と景観計画をマスタープランで位置づけるべき。
- ④「地域別構想（案）」に関するもの（9件）
- 人口の増加に伴う旭ヶ丘地区における公園の新設の必要性
 - 旭ヶ丘地区における下水道の整備
 - 旭ヶ丘地区における街灯の設置（安全対策）
 - 地域別構想の「区域の設定について」の地域区分図（P.73）の中で、市街地の名称を「広報ひだか」と統一すべき。
 - 「D I D」（P.73）は、専門的な用語であるので、用語集（P.129）に入れるべき。
 - 『西部地区』の将来像「清流と緑と歴史がおりなす 潤いとやすらぎのまち」は、市民憲章『いこいある緑と清流を愛します』との整合性を図るべき。
 - 武蔵台団地で駅から遠い地域での買物を容易にするため、地区計画E地区の木綿沢交差点脇の商業施設の立地可能な地区を継続して欲しい。
 - 武蔵台の住宅地で住みやすさを損なわない程度の店が開ける規制緩和を検討して欲しい。
 - 武蔵台の住民の多くが利用している飯能市大久田の商業施設への山道が未舗装であるので、地区計画の中で何らかの考慮ができないか。
- ⑤「実現化の方策（案）」に関するもの（1件）
- 各地区で活動している諸NPOが交流し、コラボできる使いやすい拠点を位置づけるべき。
- ⑥「マスタープラン全般」に関するもの（2件）
- 「日高市」の表現は、広義を意味するところは「行政」、市民との関係を示すところは「市」と表現すべき。
 - 「市民」の定義については、「（企業・各種団体を含む）」と「事業者を含む」の使い分けをしているが、統一すべき。

3-2. 平成28年度の都市計画マスタープラン一部改訂における市民参加

(1) 都市計画審議会

- 【開催期間】 平成26年10月24日～平成28年6月23日
- 【開催回数】 全4回
- 【審議内容】 一部改訂に係る検討途中案及び最終案について、ご意見をいただきました。

(2) 市民アンケートの実施

- 【開催期間】 平成27年10月30日～平成27年11月16日：17日間
- 【募集内容】 「今後の土地利用の考え方について」、「都市計画道路の変更について」など
- 【対象者】 一般市民1,150人（人口57,000人の約2%）
- 【回収率】 配布数の31.5%（362通）
- 【アンケートの結果】 一部改訂部分である、土地利用方針と都市計画道路の変更について、過半数以上の理解が得られました。

(3) 市民コメントの募集

- 【募集期間】 平成28年3月30日～平成28年5月6日：38日間
- 【募集内容】 閲覧した案に対してご意見をいただきました。
- 【提出者数】 1名
- 【意見数】 2件
- 【提出された市民コメント】
 - （一部改訂部分以外の参考意見）
 - 街路樹が極めて少ないと感じる。特に幹線道路沿いは環境への影響を考慮し、緑を増やしながら都市計画を進めていく必要がある。
 - 都市緑化において、生垣は強力な環境浄化を推進するものと思われる。住宅団地などでは建築協定等用いて、行政主導で推進していく必要がある。

3-3. 令和5年度の都市計画マスタープラン一部改訂における市民参加

(1) 都市計画審議会

- 【開催期間】 令和●年●月●日～令和●年●月●日
- 【開催回数】 全●回
- 【審議内容】 一部改訂に係る検討途中案及び最終案について、ご意見をいただきました。

(2) 市民アンケートの実施

- 【開催期間】 令和5年8月22日～令和5年9月7日：17日間
- 【募集内容】 「お住まいの地区のまちづくりの満足度について」「今後のまちづくりの方向性について」など
- 【対象者】 一般市民1,000人
- 【回収率】 配布数の31.4%（314通）
- 【アンケートの結果】 今後のまちづくりの方向性について大きな変更がなかったことについて確認ができました。

(3) 市民コメントの募集

- 【募集期間】 令和6年2月15日～令和6年3月15日：30日間
- 【募集内容】 閲覧した案に対してご意見をいただきました。
- 【提出者数】 ●名
- 【意見数】 ●件
- 【提出された市民コメント】

（一部改訂部分以外の参考意見）

- ・・。
- ・・。

4. 用語集

	用語	解説
ア行	生垣助成制度	災害によるブロック塀等の倒壊による被害の発生を防止することを目的に、生垣の設置費用や既存のブロック塀等の撤去に対し、補助金を助成する制度
	NPO (エヌ・ピー・オー)	ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体 (Non Profit Organization) の総称
カ行	かき・さく (垣根・柵)	かき：屋敷や庭園などの外側のかこい。かきね さく：角材または丸太をまばらに立てて貫を通し、土地の境界・区画などに設けるかこい
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽
	狭あい道路	建物が立ち並んでいるところで、一般の生活道路として利用されている幅員が狭い道路
	橋りょう	自動車や列車用の丈夫な橋
	既存ストック施設	現在既にある道路、建物などの施設
	供給処理施設	水道、下水道、ごみ処理場など生活に不可欠な水、エネルギー、生活物資等の供給施設及び処理施設
	区域区分制度	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地及びこれに隣接する区域を都道府県知事が指定する地域
	グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動

	用語	解説
力行	建築協定	住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結する制度
	公共下水道	主として市街地における下水を処理するため、地方公共団体が管理する下水道のこと
	コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存都市の中心部を有効に活用し、そこに多様な機能を集積させた都市のこと
サ行	里山	雑木林や小川、田んぼや畑、屋敷林など、古くから私たちの暮らしの周りにあり、薪（たきぎ）取りや落ち葉での堆肥づくりなど、農林業の営みと深い関わりを持ちながら維持されてきた環境のこと
	市街化区域	すでに市街地を形成している地区と、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を計るべき区域
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき地域
	資源循環型都市	製品のリサイクルなどにより新たな資源投入を抑えることを目指す都市
	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいくくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用し手野菜や花を育てるための農園
	スプロール化	市街地が無計画に郊外へ拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること
	生産緑地地区	市街化区域内において、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定めた地区
タ行	多自然型川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと

	用語	解説
タ行	地区計画	比較的小規模の地区を対象に、それぞれの地区にふさわしい良好なまちづくりを行うために地区住民の考えを取り入れて、まちづくりの方針や道路、公園などの配置、建物の用途や形態をきめ細かく定める制度
	D I D (ディー・アイ・ディー)	人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略称。日本の国勢調査において設定される統計上の地区
	低炭素都市づくり	気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に生活の豊かさを実感できる社会づくり
	デマンド交通	乗り合いバス、タクシーなどを利用し、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態
	都市施設	道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給施設などの施設
	土地改良事業	圃場整備、農業用排水施設、農業用道路などの整備を行うこと
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路や公園などの公共施設を整備するとともに土地を整形化し、利用増進を図る事業
ナ行	農業振興地域	農業を振興する区域として、都道府県知事が指定する地域
	農用地区域	農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域
ハ行	ふるさとの森（の指定）	日高市環境保全条例に基づき、良好な自然環境を保全するため、市民に愛され、親しまれている景観や優れた緑地を市長が指定する制度のこと（平成10年10月に日和田山の一部を第1号として指定）
	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために定める建築物の構造制限 建築物を耐火または準耐火構造とすることや、開口部に防火戸を設置することにより延焼を防止する

	用語	解説
ハ行	ポケットパーク	わずかなスペースを利用した小公園
	バリアフリー	高齢者、障害者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）こと
マ行	緑の基本計画	総合的な緑のマスタープランとして市が作成する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと
ヤ行	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと
	用途地域	都市において、住居、商業、工業などの種類の異なる土地利用の混在を防ぎ、それぞれの土地利用にあった環境を保つため、建物の用途、形態について制限を行う制度のこと
ラ行	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度
ワ行	ワークショップ	地域に関わる諸問題に対応するため、様々な立場の参加者が、共同作業などを通じて、課題発見・問題解決策や計画の考案などを行うこと